

対象経費一覧

※ 1件で100万円を超える契約の場合、市内事業者2社以上の見積もりが必要です。

※ 家賃は開業届提出又は法人登記をした月以降の賃料が対象になります。

例：○ R2年5月に開業届を提出。R2年4月に支払った5月分の家賃。

○ R2年3月に開業届を提出。R2年4月に支払った4月分の家賃。

→対象経費となる期間が4月1日～2月末までのため

× R2年4月に開業届を提出。R2年3月に支払った4月分の家賃。

× R2年2月に開業届提出。R2年3月に支払う、R2年2月分の家賃。

→助成対象者はR2年3月1日からR3年2月28日までの創業者のため

× 創業前に準備のために借りていた月の賃料。

経費区分	内容
創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内での開業、法人設立、既存事業部門の廃止に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費 <p>※作成経費内に下記のものが含まれている場合は、除外すること。</p> <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商号の登記・会社設立登記・廃業登記・登記事項変更等に係る登録免許税 ・定款認証料、収入印紙代、印鑑 ・その他官公署へ対する各種証明類取得費用（印鑑証明等）
店舗等借入費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費 ・市内の店舗・事務所・駐車場の借入に伴う仲介手数料 ・シェアオフィス賃料及び会費 <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗・事務所の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金、クリーニング費用等 ・住居兼店舗・事務所における店舗・事務所部分にかかる賃借料 ・事業に直接関係のない店舗・事務所・駐車場（例：従業員専用の駐車場等） ・火災保険料、地震保険料 ・本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる店舗等借入費 ・既に借用している場合は、創業の日より前に借用していた賃借料 ・第三者に貸す部屋等の賃借料
工事費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用（住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専有部分に係るもののみ。間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。）

	<p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物本体に影響を与える 増築工事、外構工事等
<p>広報費</p>	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓に係る広告宣伝費、チラシデザイン費、チラシ印刷費、ホームページ制作に係る委託費、展示会出展費用（出展料・配送料）等 ・宣伝に必要な役務等の契約による外部人材費用（外部への営業委託等） ・販路開拓に係る無料事業説明会開催等の費用 ・広報や宣伝の為に購入した見本品や展示品（商品・製品版と表示や形状が明確に異なるもののみ） <p>例）家電量販店等においてある製品のモックアップ（制作費含む。）、飲食店頭に展示されている食品見本等</p> <p>※商品の概要、ニュアンス等を伝えることを目的とし実際の製品同等の使用が出来ないことが原則。</p> <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便送料（ダイレクトメール・切手の購入費用等） ・本助成事業と関係の無い活動に係る広報費 ・ホームページサーバー代、ホームページのドメイン代 ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用（例：携帯電話購入費、電話代、インターネット利用料金等）
<p>その他</p>	<p>【その他、対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品、備品費 ・不動産の購入費 ・既存事業の廃止に伴う処分費 ・租税公課 ・求人広告 ・光熱水費 ・プリペイドカード、商品券等の金券 ・衣類、雑誌購読料、新聞代、書籍代 ・団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料等 ・本人及び従業員のスキルアップや能力開発のための研修参加にかかる費用 ・資格取得にかかる経費やライセンス販売に必要となるライセンス（販売権、キャラクター使用权等）購入費 ・飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用 ・自動車等車両の修理費、車検費用 ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用 ・振込手数料、代引き手数料 ・借入金などの支払利息及び遅延損害金 ・公的な資金の使途として社会通念上、不適切と判断される経費 ・他の事業との明確な区分が困難である経費 ・その他、当該要綱における「対象となる経費」として認められないもの